各都道府県消防主管部長 東京消防庁・各政令指定都市消防長 殿

消防庁危険物保安室長

危険物規制事務に関する執務資料の送付について

危険物規制事務に関する執務資料を別紙のとおり送付しますので、執務上の参考にしてください。

なお、貴都道府県におかれましては、貴都道府県内の市町村に対しても、この旨周知されるようお願いします。

なお、本通知中においては、法令名について次のとおり略称を用いたのでご承知おき願います。

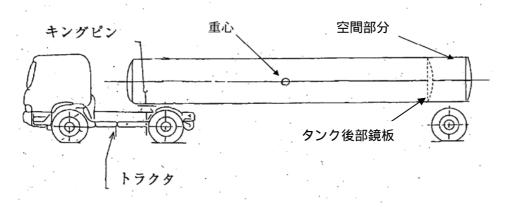
- ・ 危険物の規制に関する規則(昭和34年総理府令第55号)・・・・規則

(移動タンク貯蔵所関係)

- 問1 航空機用給油タンク車を船舶用給油タンク車として使用する場合、航空機用給油タンク車で必要とされる基準のほか、規則第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術上の基準に適合する必要があるか。
- 答1 お見込みのとおり。
- 問2 船舶給油取扱所において船舶用給油タンク車を給油設備として使用するためには、 当該タンク車は、規則第24条の6第3項第5号本文及び同項第8号に規定する技術 上の基準にのみ適合していればよいか。
- 答 2 規則第 2 4 条の 6 において船舶用給油タンク車が満たすべきとされている技術上の 基準をすべて満たしている必要がある。
- 問3 規則第24条の6第3項第5号に規定する給油設備と船舶の燃料タンクを結合する 金具はカムロック式に限られるのか。
- 答3 船舶用給油タンク車から船舶の燃料タンクに直接給油する場合においては、波による船舶の揺動に伴う危険物の漏えいの防止を図ることができる結合金具であれば形式 は問わない。
- 問4 被けん引式の移動タンク貯蔵所のタンクの前方に空間部分を設けた構造については、 平成7年1月12日付け消防危第3号消防庁危険物規制課長通知で回答されているが、 タンクの後方に空間部分を設け、当該部分に下記の設備を設けた構造の被けん引式の 移動タンク貯蔵所の設置を認めてよいか。

記

- 1 タンクの水圧試験における漏れ又は変形の確認等を行うための人の出入りさせることを目的とした点検用出入口
- 2 タンク後部鏡板部分から危険物が漏えいした場合、空間部分内での可燃性蒸気の滞留防止に有効な空間部分の上下に各1か所以上に設けられた通気口
- 3 タンク後部鏡板を外部から目視できる点検口
- 4 空間部分に雨水の浸入等によって、水が滞留することを防止するための水抜口



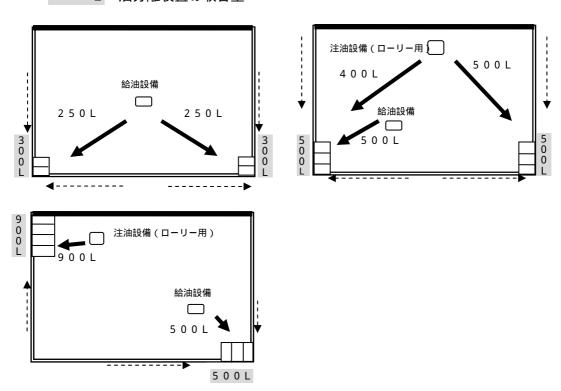
答4 差し支えない

(給油取扱所関係)

問5 給油取扱所における貯留設備(排水溝と油分離装置とした場合)について、「給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について」(平成18年5月10日付け消防危第113号消防庁危険物規制課長通知)第1(4)ウ(ア)aで、「給油空地又は注油空地に存するいずれの固定給油設備又は固定注油設備から危険物が漏えいした場合においても、当該危険物が給油取扱所の外部に流出することなく貯留設備に収容されることが必要である」とされているが、次の図に示す貯留設備の設置は当該基準を満たすものと考えてよいか。

排水溝の傾斜 -----▶

L 油分離装置の収容量



答5 差し支えない。

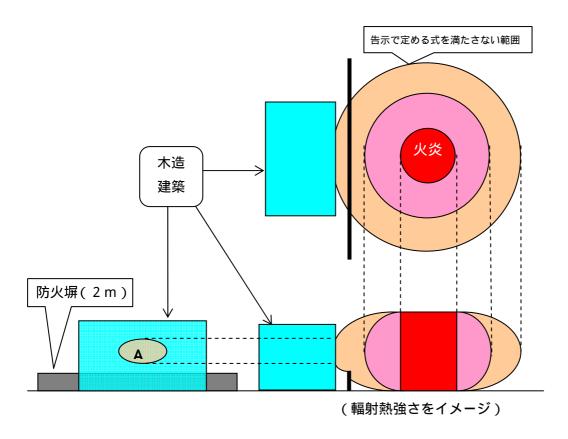
- 問 6 給油取扱所における火災の輻射熱を求める計算をする場合、次のとおりとしてよいか。
 - (1) 給油中、注油中の火災

過去の事故事例等を踏まえ、漏えい量を固定給油設備又は固定注油設備の最大吐出量とし、燃焼継続時間を10分間として計算する。

(2)荷卸し中の火災

漏えい量を一のタンク室からの荷卸し速度とし、燃焼継続時間をタンク室の荷卸し に要する時間として、各タンク室について計算する。

- 答6 (1)及び(2)ともに差し支えない。
- 問7 給油取扱所の塀又は壁が開口部を有さず、給油取扱所に隣接し、又は近接する建築物が木造の場合で、次の図の同心円中心部からの漏えいに伴う出火を想定した場合、次の図の建築物の外壁のうちAの部分について輻射熱が告示第4条の52第3項で定める式を満たすための措置が必要な部分になるとしてよいか。



答7 差し支えない。

- 問8 給油取扱所における火災想定をする際に、次の場所を火炎の範囲として輻射熱を求めてよいか。
- (1)固定給油設備における火災想定 車両給油口の直下を中心とした円
- (2)固定注油設備における火災想定
 - ア 容器に詰め替えする場合 詰め替える容器を置く場所を中心とした円
 - イ 移動貯蔵タンク等に注入する場合 注入する移動貯蔵タンク等の停車場所の中央を中心とした円
- (3)注入口における火災想定 移動タンク貯蔵所の荷卸しに使用する反対側の吐出口を外周とした円
- 答8 (1)(2)及び(3)差し支えない